



平成 22 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 東洋シャッター株式会社
代 表 者 名 取締役社長 岡田 敏夫
(コード番号 5936東・大第1部)
問 合 せ 先 常務執行役員経営企画統括部長
丸山 明雄
(TEL. 06-4705-2125)

当社普通株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)の非継続について

当社は、平成 19 年 5 月 14 日開催の取締役会において、当社普通株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)(以下「本プラン」といいます。)の導入を、平成 19 年 6 月 22 日開催の当社定時株主総会(以下「前定時株主総会」といいます。)における株主の皆様のご承認を条件に、決定いたしました。又、前定時株主総会において、株主の皆様から本プランのご承認をいただきました。

本プランの有効期限は平成 22 年 6 月に開催予定の定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)の終結の時となっておりますが、当社は、本日開催の取締役会において、有効期限終了後、本プランを継続しないことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

本プランは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「基本方針」といいます。)を定めるとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の決定が支配されることを防止するためのものです。これに対し、本プラン導入以降に当社を取り巻く経営環境が大きく変化したこと、および金融商品取引法により大量買付行為に対する法制度の整備が行われたことを勘案し、本定時株主総会終結の時をもって、基本方針を廃止し、本プランを継続しないことを決定したものです。

本プラン廃止後も引続き、大量買付等の重大行為があった場合には、株主の皆様の利益確保のため積極的な情報収集と適切な開示に努めるとともに、その時点における当社の株主共同の利益と企業価値の保護の観点からふさわしい対応をしてまいります。

以 上